

こう変わった！

消費税軽減税率&

どう変わる？

インボイス制度セミナー

～ 2段階の制度大改正を本質から理解する～

参加無料

インボイス制度が導入されると…

発注する側にとっては

- ★消費税の仕入税額控除ができなくなる？
- ★外注先を変えなければならなくなる？

受注する側にとっては

- ★免税事業者ではいられなくなる？
- ★取引先を失うことになる？

消費税軽減税率制度の導入により、ほぼ全ての事業者にとって経理処理等の事務負担が増加します。また、4年後には適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入され、インボイスの保存がなければ原則として仕入税額控除ができなくなる見通しです。買い手・発注側にとっても、売り手・受注側にとっても取引上の大きな変革を迫られる可能性があり、その対応については今から考えていく必要があります。本セミナーでは、これらの制度の本質を分かりやすく解説いたします。

日時

令和元年 **11月1日** (金)

14:30～16:30

(終了後、個別相談にも対応いたします)

場所

岡山商工会議所 4階会議室

定員

30名

主催

岡山商工会議所

講師



公認会計士・税理士
村上 元基氏

【略歴】

昭和52年 岡山県岡山市生まれ
平成13年 神戸大学経営学部 卒業
平成14年 公認会計士2次試験合格
中央青山監査法人東京事務所 入所
平成19年 30歳で岡山へUターン
岡山市の税理士事務所へ勤務
平成23年 村上健税理士事務所 入所
平成25年 公認会計士登録
平成26年 税理士登録

消費税の税額計算の方法等の施行スケジュール

	2019年10月▼	2023年10月▼	2026年10月▼	2029年10月▼
	旧制度	区分記載請求書等保存方式 (2019年10月～)	適格請求書等保存方式 (2023年10月～)	
税額計算の方法	税込価格からの割戻し計算	旧制度通り	・適格請求書の税額の積上げ計算 ・取引総額からの割戻し計算 いずれかの方法によることができる。 ※売上税額を「積上げ計算」する場合には、仕入税額も「積上げ計算」	
請求書等の発行義務	請求書等の交付義務なし ※免税事業者も発行可	旧制度通り	適格請求書の交付義務あり ※免税事業者は発行不可	
仕入税額控除の要件	請求書等の保存が要件 ※免税事業者からの仕入税額控除可	旧制度通り	適格請求書の保存が要件 ※免税事業者からの仕入税額控除不可	
		買い手が追記した区分記載請求書等による仕入税額控除可	免税事業者からの仕入税額の特例 80%控除 50%控除	

QRコードからも
申し込みができます



FAX : 086-232-5269 岡山商工会議所 経営支援課(担当: 山口)行き
「消費税軽減税率&インボイス制度セミナー」参加申込書

事業者名			業 種	
所 在 地	(〒 -)			
電話番号			従業員数	
Eメール (連絡用)				
参加者名				
個別相談	希望する ・ 希望しない (どちらかに○印をつけてください)			

※ご記入いただいた情報は、主催者からの各種連絡・情報提供のために利用することがあります。